

狭山市告示第198号

建築基準法による中間検査に係る特定工程等の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号の規定により指定する特定工程及び同条第6項の規定により指定する特定工程後の工程を次のとおり指定する。

この告示は、令和2年10月1日から施行し、同日以後に、法第6条第1項の規定により確認の申請書を提出する建築物、法第6条の2第1項に規定する確認を受けるための書類を提出する建築物及び法第18条第2項に規定する計画を通知する建築物（法第68条の20第2項の規定により建築物である認証型式部材等に係る型式に適合するとみなされる建築物及び法第85条第5項及び第6項の許可を受けた建築物を除く。）について適用する。

平成24年狭山市告示第50号（建築基準法による中間検査に係る特定工程等の指定）（以下「旧告示」という。）は、令和2年9月30日限り、廃止する。

平成24年7月1日からこの告示の施行の日の前日までに法第6条第1項の規定により確認の申請書を提出した建築物、法第6条の2第1項に規定する確認を受けるための書類を提出した建築物及び法第18条第2項に規定する計画を通知した建築物であって、旧告示による中間検査の対象となるものであり、かつ、当該中間検査を受けていないものについては、なお従前の例による。

令和2年6月26日

狭山市長 小谷野 剛

（1）中間検査を行う区域

狭山市全域

（2）中間検査を行う建築物の用途及び規模

1の建築物であって、新築、増築又は改築に係る部分が次のア又はイに掲げる用途及び規模のものとする。

ア 住宅（長屋、共同住宅及び住宅以外の用途を兼ねる建築物を含む。）であつて、地階を除く階数が3以上のもの

イ 住宅以外であつて、地階を除く階数が3以上で延べ面積が500平方メートルを超えるもの

（3）指定する特定工程

次のアからカまでに掲げる工程（エ及びオに規定する建築物の工事に係る工程に法第7条の3第1項第1号に規定する特定工程が含まれる場合にあつては、当該特定工程）とする。

ア 木造その他これに類する構造の建築物にあつては、屋根工事の工程

イ 鉄骨造その他これに類する構造の建築物にあつては、1階の建て方工事の工程

ウ 鉄筋コンクリート造その他これに類する構造の建築物にあつては、2階の床及びこれを支持するはりの配筋工事（当該配筋工事を現場で行わない場合にあつては、2階の床及びこれを支持するはりの取付工事）の工程

エ 鉄骨鉄筋コンクリート造その他これに類する構造の建築物にあつては、1階の建て方工事の工程

オ アからエまでに掲げる構造のうち2以上の構造を併用する建築物にあつては、当該アからエまでに規定する構造に応じて掲げる工程

カ イからオまでに掲げる構造の建築物にあつては、基礎の配筋工事の工程

（4）指定する特定工程後の工程

次のアからカまでに掲げる工程とする。

ア 前号アに掲げる特定工程にあつては、壁の外装工事及び内装工事（これらの工事のうち、工法上中間検査前に施工することがやむを得ない工事を除く。）の工程

イ 前号イに掲げる特定工程にあつては、耐火被覆工事その他鉄骨部分を覆う工事の工程

ウ 前号ウに掲げる特定工程にあつては、2階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事（2階の床及びこれを支持するはりの配筋工事を現場で行わない場合にあつては、直上階の柱又は壁の取付け工事）の工程

- エ 前号エに掲げる特定工程にあつては、柱又ははりの配筋工事の工程
- オ 前号オに掲げる特定工程にあつては、前号イからニまでに掲げる特定工程
に
応じイからニまでに掲げる工程
- カ 前号カに掲げる特定工程にあつては、基礎コンクリートの打設工事の工程